



福岡医発第1637号(保)

平成14年12月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



看護師等による静脈注射の実施に伴う保険上の取扱いについて

保健師、助産師、看護師および准看護師による静脈注射の実施の可否については、平成14年10月18日付け福岡医発第1299号(地)により、「昭和26年の行政通知を改め、医師または歯科医師の指示に基づく診療の補助行為の範疇として取扱う」こととなった旨、ご連絡申し上げておりました。

この取扱いに伴う保険上の取扱いは、従前のとおりであります。今般、下記のとおり日本医師会において「Q&A」をとりまとめられましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、厚生労働省当局と日本医師会において合意済みであることを申し添えます。

記

Q1. 医療機関が行う訪問看護において、看護師等が患家で静脈注射を実施した場合、注射の手技料および薬剤料を算定できるのか。

A1. 在宅患者訪問看護・指導料のみ算定する。注射の手技料および薬剤料は算定できない。

Q2. 訪問看護ステーションが行う訪問看護において、看護師等が患家で静脈注射を実施した場合、注射の手技料および薬剤料を算定できるか。

A2. 訪問看護療養費または老人訪問看護療養費のみ算定する。注射の手技料および薬剤料は算定できない。

Q3. 介護保険の訪問看護の場合も同様か。

A3. そのとおり。